

尾張旭市監査公表第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき実施した定例監査の結果を、同条第9項の規定により公表します。

令和2年12月28日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 篠 田 一 彦

定例監査報告書

1 監査の種類

定例監査

2 監査の対象

健康福祉部（福祉課、長寿課、健康課、保険医療課）

3 監査の期間

令和2年10月23日から令和2年11月27日まで

4 監査の方法

令和2年度（令和2年9月30日現在）における財務事務の執行及び事業の管理、また、重点監査項目について、提出された監査資料、関係する諸帳簿及び書類に基づき監査するとともに、併せて関係職員の説明を求め実施した。

5 監査の結果

各課等所管の財務事務の執行及び事業の管理、また、今年度における重点監査項目については、おおむね適正に処理されていると認められた。その中で、一部の課において不適切なものが次のとおり見受けられたことから、今後の事務執行等に当たっては、これらの点に留意するとともに、必要な措置を講じられたい。

なお、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

6 指摘事項（注意すべきもの）

- (1) 地域包括支援センター運營業務委託仕様書において、事業報告書等の提出期限を実施年度の翌年の7月末としているが、地方自治法施行令第143条第1項第5号により、歳出の会計年度所属区分は支出負担行為をした日の属する年度となり、年度内に報告書を受領し、完了検査を行う必要がある。（長寿課）
- (2) 要介護認定調査の委託契約に関する文書が3年保存となっているが、尾張旭市文書取扱規程別表（第26条関係）により、契約、協定等に関する文書は5年保存が適切である。（長寿課）
- (3) 保健福祉センター非常用発電機保守業務委託において、予算で定める予定額が尾張旭市契約規則第25条で定める随意契約の限度額（50万円）を超過していることから、競争入札の方法によるべきである。（健康課）

定例監査報告書

1 監査の種類

定例監査

2 監査の対象

こども子育て部（こども未来課、保育課、こども課）

3 監査の期間

令和2年10月23日から令和2年11月27日まで

4 監査の方法

令和2年度（令和2年9月30日現在）における財務事務の執行及び事業の管理、また、重点監査項目について、提出された監査資料、関係する諸帳簿及び書類に基づき監査するとともに、併せて関係職員の説明を求め実施した。

5 監査の結果

各課等所管の財務事務の執行及び事業の管理、また、今年度における重点監査項目については、おおむね適正に処理されていると認められた。その中で、一部の課において不適切なものが次のとおり見受けられたことから、今後の事務執行等に当たっては、これらの点に留意するとともに、必要な措置を講じられたい。

なお、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

6 指摘事項（注意すべきもの）

- (1) 保育園調理従事者等ノロウイルス検査において、検査業務の設計書に記す対象者と業務仕様書に記す対象者が一致していない。（保育課）
- (2) ピンポンパン教室用の備品購入（電気製品3台）において、契約金額がそれぞれ10万円を下回るとして請書を省略しているが、一度の発注が10万円を超えているので、尾張旭市契約規則第29条第2項により請書を徴収する必要がある。また、同規則第25条の2により2人以上の者から見積書を徴収する必要がある。（こども課）